

官報

號外 昭和二十一年八月十六日

衆議院議事速記錄第二十九號

○第九屆帝國議會

昭和二十一年八月十五日(木曜)

議事日程 第二十八號
昭和二十一年八月十五

午後

第一回

第二商工

第三 郵便

付 緒

第四 宗教 議案(地)

朗讀

十四回

同院力テ通
會社經理廣

金融機關經
議員力云

リデアル

提出者

加藤一雄君 上林山榮吉君
石原圓吉君 田中善内君

官報號外

昭和二十一年八月十六日

衆議院議事記録第二十九號

議長ノ報告

會計法戰時特例廢止等に關する法律 案(政府提出)委員	ガアツタ 去十三日次ノ通り特別委員ノ異動
辭任島田 晋作君	補闕田原 春次君
辭任松本 七郎君	補闕正木 清君
辭任新妻 イト君	補闕山崎 常吉君
辭任林 虎雄君	補闕井上 良次君
生活保護法案(政府提出)委員	春次君
辭任竹内 茂代君	補闕今井 はつ君
所得稅法の一部を改正する等の法律 案(政府提出)外二件委員	常吉君
第三部選出豫算委員 鈴木 明良君	春次君
第五部選出豫算委員 青木 泰助君	春次君
第五部選出豫算委員 竹内 茂代君	春次君
第七部選出豫算委員 有馬 英二君	春次君
第七部選出豫算委員 原 健三郎君	春次君
第七部選出豫算委員 寺島隆太郎君	春次君
第八部選出豫算委員 川崎 秀三君	春次君
第八部選出豫算委員 仲川房次郎君	春次君
一、昨十四日當任委員補闕選舉ノ結果 次ノ通り當選シタ	春次君
第三部選出	春次君
豫算委員 鈴木 明良君(長尾達)	春次君
第七部選出	春次君
豫算委員 有馬 英三君(西山富 郎君補闕)	春次君
第八部選出	春次君
豫算委員 佐太君補闕	春次君
豫算委員 仲川房次郎君(宮前進 君補闕)	春次君

一、昨十四日特別委員理事補選舉ノ結果次ノ通り當選シタ

生活保護法案(政府提出)委員

理事 有馬 英二君(原捨思君)

十四日理事辭任ニ付其ノ補闕

一、昨十四日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ

労働關係調整法案(政府提出)委員

辭任總積 七郎君 補關野本 品吉君

辭任惣部 得三君 補關原 健三郎君

辭任古賀喜太郎君 補關北村德太郎君

辭任關谷 勝利君 補關天野 久君

生活保護法案(政府提出)委員

辭任中山 たま君 補關山下 春江君

辭任竹内 歌子君 補關寺田 榮吉君

所得稅法の一部を改正する等の法律案(政府提出)外二件委員

辭任武藤 嘉一君 補關島鳥隆太郎君

郵便貯金法等の一部を改正する法律案(政府提出)貴族院送付委員

辭任井上 趙君 補關丸山修一郎君

○議長(稻貝證三君) 是ヨリ會議ヲ開キマス

諸君、本日ハ我ガ國ガ「ボツダム」宣言ヲ受諾シテヨリ滿一年目ニ當リ

斯、今ヤ我々ハ速カニ民主的且ツ文化的國家ヲ再建シテ、世界復久平和確立ノ先驅者トナルベク、國民學ゲテ奮起

スペキ秋デアリマス、深キ感情ヲ以テ迎ヘタ此ノ記念日ニ當り、我々議員ハ、

全國民ト共ニ新日本ノ建設ニ邁進センコトヲ期スルモノニアリマス

〔拍手〕

○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際日

メラレンコトヲ望ミマス

○議長(稻貝證三君) 山口君ノ動議ニ

御異議アリマセスカ

〔「異議ナシ」と呼ブ者アリ〕

○議長(稻貝證三君) 御異議ナシト認

メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレ

マシタ——日程第三、郵便貯金法等の一部を改正する法律案ノ第一讀會ノ續

ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマ

ス——委員長稻田直道君

第三、郵便貯金法等の一部を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會の續(委員長報告)

一 郵便貯金法等の一部を改正する法律案(政府提出、貴族院送

付)

右ハ本院ニ於テ可決スベキモノト議

決シタ因ソテココニ報告スル

昭和二十一年八月十四日

委員長 稲田 直道

○議長(稻貝證三殿) 是ヨリ會議ヲ開

キマス

諸君、本日ハ我ガ國ガ「ボツダム」宣

言ヲ受諾シテヨリ滿一年目ニ當リ

斯、今ヤ我々ハ速カニ民主的且ツ文化

的國家ヲ再建シテ、世界復久平和確立

ノ先驅者トナルベク、國民學ゲテ奮起

スペキ秋デアリマス、深キ感情ヲ以テ迎ヘタ此ノ記念日ニ當り、我々議員ハ、

ハ去ル五日參集致シマシテ、委員長並ニ互選ノ結果、委員長ニハ不肖

ニ理事ノ互選ノ結果、委員長ニハ不肖

ハ去ル五日參集致シマシテ、委員長並

止シ得ルヤウニ改正セントスルモノデアリマス

之ニ對シテ委員會ニ於キマシテハ、

アリマスルガ、是レ亦本委員會ノ宜シ

返還金廢止ノ理由及ビ其ノ影響、國營

簡易保險ト民營簡易保險トノ比較等ニ

付キ極メテ適切眞剣ナル質疑ガ行ハ

レ、之ニ對シマシテ政府モ亦刻下ノ經

濟事情ニ即シテ事業ノ安定ヲ圖リツ、

アル實情ヲ率直明快ニ答辯セラレ、大

體ニ於テ本改正案ノ妥當ナルコトヲ諒

承シタノデアリマス、尙又速力ニ遞信

事業ノ機構ヲ回復シテ其ノ迅速確實ヲ

期スベキコト、從業員ノ生活ヲ向上ス

トル共ニ執務ノ親切明朗ヲ期スベキコ

ト等ニ付キ、種々ノ實例ヲ擧ゲテ當局

ノ善處ヲ要望致シマシタニ對シマシ

テ、遞信大臣ハ目下全力ヲ擧ゲテ遞信

ノ要望ニ應ヘンコトヲ誓約セラレタノ

魂ノ昂揚ヲ圖リツ、アリ、又議會ガ終

了シタナラバ自ラ全國ヲ行脚シ、從業

員ト膝ヲ交ヘテ當局ノ衷情ヲ披瀝シ、

以テ遠カラザル將來ニ於テ必ずヤ國民

ノ要望ニ應ヘンコトヲ誓約セラレタノ

ノヤウニ電話ノ架設サヘモナシ得ザル

デアリマス、尙又此ノ國家多端ノ折

ノ要望ニ應ヘンコトヲ誓約セラレタノ

シマシテ政府ニ注意的警告ヲ致シマシ

内、學識經驗者カラ七名以内、契約者

代表カラ十一名以内トスルコト等ニ關

シマシテ政府ニ注意的警告ヲ致シマシ

内、學識經驗者カラ七名以内、契約者

シテハ、是ガ辨償ヲスル規定ノアルコトモ國民ニ周知セシメ、旁々遞信道德

ノ成果ニアツタ思ヒマス、簡易生命保険並ニ郵便年金事業ノ運營其ノ宜シ

キヲ得テ、以テ國民大眾ノ利益ヲ忠實

公正ニ擁護スル目的ヲ以チマシテ、今

後、遞信省内ニ簡易生命保險及ビ郵便

金事業委員會ナルモノガ設ケラレマス

ルニ付キマシテハ、結局此ノ事業委員會ノ構成運用ヲ民主的ニ適正強化セシ

ムルト云ノコトガ、蓋シ最モ重要ナル

事柄デアルト云フコトニ各派委員ノ意見ガ一致致シマシタノデ、此ノ總意ヲ

見ガ一致致シマシタノデ、該事業委員會ノ委員長ハ委員間ノ互選トス

代表シテ特ニ不肖委員長ヨリ次ノ如ク

アリマス、此ノ宗教的自覺ニ依リ利
己主義ヲ克服シテ、利他主義ニ到ルベ
キ思想ガ、何故一般ニ普及徹底シナカ
ソタデアテウカ、是ハ明治ノ初年ニ物
質文明ノ吸收ニ急テアツテ、教育ノ根
本ニ宗教ヲ採入レルコトヲ忘レタ、或
ハ故意ニ之ニ觸レルコトヲ避ケタ結果
デアリマス、現代大部分ノ人ハ宗教的
感覺ガナクナツテ思リマス、甚ダシキ
ニ至ツテハ無宗教ヲ誇る人サヘ出テ來
タノデアリマス、魂ノナイ人ガ國ノ中
央ヲ堂々ト闊歩シテ居ルノデアリマス
ガ、之ヲ國內誰一人トシテ怪シマズ、
歎ク者ガナカツタト云フコトハ、文教
ノ府ニ在ル人バカリデナシニ、世ノ有
識者諸君ノ責任デアラウト思フノデア
リマス、若シ今回ノ憲法改正草案ノ如
ク、國及ビ其ノ公共機關ハ如何ナル
宗教教育モ行ツテハナラナイト漫然ト
之ヲ規定スルヤウナコトガアツテハ、
過去ノ過チノ如ク、觸ラヌ神ニ崇リナ
シト云フヤウナ態度ニナリ勝チデアリ
マシテ、最モ重要ナ宗教的情操教育ヲ
失フ憂ガアルノデアリマス、此ノ條項
ハ、明瞭ニ一宗一派ニ偏ソタ教義ヲ教
ヘテハナラナイト規定スルカ、或ハス
カル意味デアル旨ノ解釋ヲ後世ノ爲ニ
誤リナキヤウ明確ニシテ置クベキデア
ルト思フノデアリマス

ラデアルト信ズルノデアリマス、是ガ別タモニテ、
タモノデアリマス、又終戦後ノ無秩タモニテ、
序、道義ノ頽廢、或ハ不公平ナル食糧配給等ハ、皆宗教の自覺ガナクナツカ
タカラダト言ヅカモ差支ヘナイト思フ
ノデアリマス、今ヨソ全國ノ宗教家諸君ハ起チ上ラネバナリマセヌ、サウシ
テ古イ傳統ノ伽藍カラ街頭ニ進出セネ
バナリマセヌ、忘レラレタ、眠ツテ居
ル魂ヲ搖り起シ、人間本來ノ持ツテ居ル
愛ノ心ヲ隣リヘ浸ミ潤ス運動ヲ始メ
バナリマセヌ、又日本再建ノ基礎が
育家ニアルコトハ言フマデモナク、教
育家ノ任務ハ正ニ重大デアリマス、教
育家諸君ノ教育ニ對スル熱情ノ中ニ、
宗教的感覺ニ依ル隣人愛ノ精神、道義
心ヲ盛込ンデ、隣人ヲ愛スル心ハ隣子
同胞ヲ愛シ、隣子全世界ノ人類ヲ殘ス
ズ愛スルマデニ育テ上ゲ戴キタイト
思フノデアリマス(拍手)此ノ思想ノ下ニ
ニ、全人類ハ同ジ階ノ下ニ立ツテ差別
ナク平等ノ立場デ拜シ合ヒ、眞ニ心カ
絶対ニ必要ナモノハ快ク分チ與ヘラ
レルデアリマセウ、ソレハ戰爭争
發ノ最大原因ヲナスカラデアリマ
ス、眞ノ自由ト平等トハ、無我ノ境地
ニ到達シタ時ニノミ展開セラレルモ
デアルコトハ、個人モ國家モ同ジデア

リマス、此ノ思想ハ、癱子人爲的方針デアリ、國際的ニモ最モ重要ナコトデアリマス、是ハ我國立國ノ根本大義ナカツタカニシテ、武力ガナクナツタカニシテ、由ムヲ得ナイトモ、神佛ノ好ミ給フ所云ナク、最モ大キナ罪惡ナリマス、此ノ理念ニ徹スルノデナクテハ、世界ハ恒久平和ハ絶対ニ到來致シマセス、此ノ戦争ハ罪惡ナリト云フ信念ガアツテ、初メテ戦争拠棄ノ意義が明確ニナリ、日本ノ大理想ガ中外ニ阐明セラレル、デアリ、此ノ運動ヲ日本ヨリ提倡スルレタト言ツテ宜イト思フノデアリマス、云フ感ヲ抱カシメタ時ニ、初メテ武力ヲ棄テタ日本ガ眞ニ生キルノ途ガ開カレバ、併シ現實ニ於テハ、一國ガ他國ヲ倒スルヤウナ武力ヲ持ツタ場合、或ハ數國ノ武裝均衡ガ保タレタ場合ハ、ニ依ル平和ハ、眞ニ萬國ヲ満足セシメタル筈ガナインデアリマス、鐵ヨリ憚リマス（拍手）憲法改正案中ニ、戦争ヲ拠棄スルノ條項ガアリマス、是ハ我國立國ノ根本大義ナカツタカニシテ、武力ガナクナツタカニシテ、由ムヲ得ナイト云フヤウナ感ヲ抱カニメルヤウナコトガアツテハ、由々シテ衛權ヲ主張シ、武力ガナクナツタカニシテ、已ムヲ得ナイトモ、神佛ノ好ミ給フ所云ナク、最モ大キナ罪惡ナリマス、此ノ理念ニ徹スルノデナクテハ、世界ハ恒久平和ハ絶対ニ到來致シマセス、此ノ戦争ハ罪惡ナリト云フ信念ガアツテ、初メテ戦争拠棄ノ意義が明確ニナリ、日本ノ大理想ガ中外ニ阐明セラレル、デアリ、此ノ運動ヲ日本ヨリ提倡スルレタト言ツテ宜イト思フノデアリマス、云フ感ヲ抱カシメタ時ニ、初メテ武力ヲ棄テタ日本ガ眞ニ生キルノ途ガ開カレバ、併シ現實ニ於テハ、一國ガ他國ヲ倒スルヤウナ武力ヲ持ツタ場合、或ハ數國ノ武裝均衡ガ保タレタ場合ハ、ニ依ル平和ハ、眞ニ萬國ヲ満足セシメタル筈ガナインデアリマス、鐵ヨリ憚リマス（拍手）

執ル者ハ蠅モテ滅ブトハ聖書ニ教ヘ
レテ居ル通リデアリマス、世界恆久的
ノ下ニ祈願スル外ハナインデアリマス、
此ノ理念ハ宗教的自覺ニ依ツテ是
モ能ク理解シ得ルモノデアリマスヲ
ラ、私共日本人ハ此ノ信念ニ基イテ、
之ヲ國是トシテ國內ニ實踐シ、國寶
的ニモ同愛ノ人ぞト共ニ理想完成ニ努
メネバナリマセヌ、歐洲ノ政治情勢ヲ
見テモ、其ノ何レノ國ニ於テモ、祖國
再建ノ主流ヲナスモノハ宗教的政黨ヲ
アルト云ノコトニ注目ヲ拂ハネバナリマ
セヌ、又世界ノ凡ユル場面ニ於テ、
同ジ民主主義アリナガラ、自由主義
ノ個人性ト社會主義ノ平等性ノ對立立
見ラレルノデアリマスガ、此ノ解決ニ
ソハ世界史的課題アリマシテ、此ト
媒介トシテ宗教ガ考ヘラレマス、宗教
ハ自我ヲ自主的ニ否定スル、其ノコ
ニ依ツテ自由ノ個人性ト社會ノ平等性
ハ合致統一セラレルノデアリマス(其
手)我ガ進歩黨ハ此ノ原理ニ則ツテ、
唯心的香リノ高イ愛ヲ浸潤セシメル士
策、即チ友愛ノ連帶性ヲ社會、政治、
文化、經濟ノ上ニ制度ノ裏付ケヲシッ
タ平和欲求ノ理想ガ達セラレ、又之ヨ
ツ實現セントスル社會連帶主義ヲ主張
スルノニアリマス、此ノ理念ノ下ニ於
テ日本ハ再建セラレ、建國以來一貫レ
ズ全世界ノ人々ニ理解セラレルデア

府ハ宜シク宗教家、教育家ノ奮起ヲ促シ、宗教的自覺ニ依ル隣人愛、無我ノ思想ヲ普及徹底サセテ、教育ノ根本ニ宗教的情操ヲ採り入レラレンコトヲ望ンデ已マナイモノニアリマス(拍手)各位ノ御贊同ヲ希望致シマス(拍手)
○議長(樋貝詮三君) 質疑ノ通告ガアリマス、之ヲ許シマス——細追兼光君
〔細追兼光君登壇〕
○細追兼光君 上程セラレマシタ此ノ案ニ付キマシテ二、三質問ヲ試ミタイト思ヒマス
提案者ノ御心持ハ非常ニ能ク分ルノデアリマスルガ、之ヲ此ノ形ニ於テ衆議院が今日決議ヲスルト云フコトニ付テ若干ノ疑問ヲ持ツノデアリマス、此ノ決議案ヲ見マスレバ、世界恒久平和運動ヲ起ス、宗教的情操ノ陶冶ヲ尊重セシメル、唯決議ノシ放シト云フヤウナコトハ、是ハ固ヨリ排斥シナケレバナラヌコトデアリマシテ、必ズヤ具體的ナコトヲ考ヘテ居ラレ、此ノ實效ノ學ルコナヲ希望シテ居ラレルト思フノデアリマスルガ、果シテ何人ニ、ドウ云フ方法デ世界恒久平和運動ヲ展開セヨウトナサツテ居ルノカ、宗教的情操ノ陶冶ヲ誰ニ如何ナル方法ニ依ツテサセヨウトシテ居ルノカ、只今ノ御提案ノ趣旨聟明ニ依リマスト、元ノ古イハ元ノ古イ案ニ於キマシチハ、之ヲ政府鞭撻ノ意味ノ決議デアルト看做シ

テ、又ソレハ教育家、宗教家ヲ勤員スルト云フコトニ——舊起ヲ促スト云フコトニ非常ナ疑問ヲ持ツタノデアリマスルガ、此ノ新シイ、今日上程セラレマシタ議案ニ於キマシテハ、ソレ等ノ文句ガ取拂ハレテ居リマスノデ、私ハ此ノ點ニ關スル質疑ハシナイ積リテ居ツタノデアリマスガ、今日御説明ヲ聽キマスレバ、ヤハリ政府當局ハ宗教家、教育家ノ奮起ヲ促ス云々タモ申サレテ居ルノデアリマス、此ノ決議案ハ政府ニ對スル要望、宗教家、教育家ノ奮起ヲ促サンムト、斯ウ云フ趣旨ノモノデアルヤウデアリマス、果シテ然ラバ教育家ヲ奮起サセテ教育家ニドウサセヨウトスルノデアリマスカ、教育家ニ教壇ニ於テ如何ナルコトヲ説カシメヨウトナサルノデアルカ、一宗一派ニ偏ラナイ宗教教育ト云フコトヲ言ハレマスケレドモ、教壇ノ教師ガ一宗一派ニ偏ラナイ宗教情操教育ヲナスト云フコトガ果シテ可能デアルカト云フコトヲ具體的ニ考ヘテ御覽ナサイ、果シテ「キリスト」教或ハ「マホメット」教、或ハ天理教或ハ佛教——佛教ニモ色々な宗派ガアリマセウ、或ハ神道ニ於キマシテ、ソレヲ萬遍ナク公平ニ一宗一派ニ偏ラナイト云フ、言葉通リニ是ガ具體化サレルコトヲ我々ハ豫期出來ナインデアリマス、其處ヲ如何ニ混ゼて行カウトナサルノデアルカ、私ノ疑問ト致ス所デアリマス、教育家ヲ奮起セシメテ宗教的情操ノ教育ヲサセルト云フ決

議ヲ致シマシテ、文部省當局ガ之ニ應ジテ起ツテ、大ニ之ヲ激勵チサレテモ、末端ニ行キマスレバ如何ナル誤解ガ生ジナイトモ限ラナイ、宗教情操教育ヲ徹底セヨウトシマスレバ、教壇ニ起ツタ教職員ハ何カ其ノ宗教ノ一派ニ徹底シタ教育ガナサレナケレバ、其處カラ教育的情操——戰爭ヲ防止スル、戰爭ニ反對スルト云フヤウナ熱意ニ燃エタ行動ニ出ラレス、世界同胞デナクチヤナラヌ、四海同胞デナクチヤナラヌ、戰爭ハ罪惡ダト云フヤウ

トヨ申シテ居ルノデアリマス、今又
決議シヨウトシテ居ルノデアリマス、
仰シャルカモ知レマセヌガ、私ノ考へ
ニ依リマスレバ、寧ロ此ノ際我々ガ
ニ決議シマシタ科學的ナ教育ノ調期的
振興コソハ、強調セントスルナラバ此
ノ際強調セラレネバナラヌモノデハナ
イカト思フノデアリマス、我々ハ戰爭
中餘ニモ宗教的ニ——之ヲ宗教的ナ
モノト申シマスレバ、ソンナモノハ字
教デヤナイト云フ異論ガ出ルカ知レ
セヌガ、觀念的ナ宗教ニ似タヤウナ教
育ナリ宣傳ナリガ横行シタ、是ガ寧ロ
非常ニ惡カツタノデヤナイカ、モソト我
字、或ハ神風ガ吹クト云フヤウナ直
ノ情操ニ、感情ニ懇ヘル方法、ソレガ
イケナカツタノデハアルマイカ、果シ
我ハ科學的ニハツキリシタ物ノ見方、
斯ウ云フコトヲ此ノ際強調シナケレ
イケナカツタノデハアルマイカ、果シ
テ進ンデ宗教的情操ノ昂揚、陶冶、發
重ト云フコトガ、恒久的世界平和ノ確
保ニソレ程有力ナモノデアラウカ、且
ガ又私ノ一ツノ疑問トスル所デアリニ
ス、成程宗教家ノ説カレマスル所ハ四
海同胞デアリ、或ハ隣人愛デアリ、社會奉仕ノ觀念デアルコトヲ屢々聞キ
ス、併シナガラソレガ果シテ戰爭ヲ
止シテ世界恒久平和ヲ確立スル、其ノ
爲ニドレ程ノ力ヲ持ツデアラウカ、且

ハ過去ノコトカラ又實證致サナケレ
ナラヌト思フノデアリマスガ、過去
於テ果シテ戰爭ヲ防止スル力ヲ持ツ
デアラウカ、今日宗教的ナ情操ヲ徹
徹底シマシテ、ドノ程度ニ徹底セラレ
シテ戰爭中戰爭防止ノ爲ニ一體何ヲ
示此ノ事的裏ニ持ツテ居ラレル看做サレル方
宗教家デアリマスガ、其ノ宗教家ガ
シテ戰爭中戰爭防止ノ爲ニ一體何ヲ
サツタカ、私ハ不幸ニシテ戰爭反對
戰爭ハ罪惡デアルト云フコトヲ大衆
宣傳シテ、此ノ戰爭ヲ一日モ早ク止メ
ト云フコトノ努力ヲナサツタコトヲ
聞ニシテ聞カナイコトヲ情ナク思フ
デアリマス(拍手)一般ノ國民ニ宗教
ナ情操ヲ徹底セシメテ、今日名僧知
トガ果シテ出來ルデアラウカ、其ノ
僧知識ノ宗教界ノ諸君ハ、戰爭中ニ
シテ戰爭防止、戰爭反對ニ如何ナル
情ヲ發揮セラレタデアラウカ、私モ
論自ラヲ責メテ居ルノデアリマス、
人ノコトヲ申スノデハアリマセス、
自身ガ反省シテ居ルノデアリマス、
シナガラ私ハ宗教的ナ情操カラ戰爭
反對セラレタコトノ或ル事例モ知
テ居リマス、例ヘバ日露戰爭ヲ前
シマシテ、萬朝報ニ居リマシタ内
鑑三、此ノ人ハ「キリスト」教カラ
常ニ戰爭反對ヲ絶叫セラレテ、爲
追ハレテ非常ナ迫害ヲ受ケラレタ

ニタル底ハ、ノミガ戰爭ヲ防止シ戰爭ニ反對スル力デ、ハアリ得ナイノデアリマス、或ハ又私ハ非常ニ隣人愛、社會奉仕ノ精神ノ發露ヲ色々實見シマシタ、例へバ上海ニ於テ包圍セラレマシテ、居留地ガ非常ニ苦シシダ其ノツノ事實ハ糞尿攻メデアリマス、人糞ヲ取除ケル人ガ居ナイ、其ノ時ニ起ツテ汚仕事ニ奉仕セラレタノハ天理教ノ信者ノ方デアリマシタ、非常ナ清イ姿デアリマシタ、或ハ又戰時中私ノ居リマシタ附近ノ炭坑ニ、天理教ノ集團奉仕隊ガ營々トシテ働キ來ラレマシタ、是ガ最モ成績ノ良イ團體デアリマシタコトハ感激致シタノデアリマス、併シナガラソレハ成程隣人愛デアリ、社會奉仕ノ信念ノ發露デアリマシタラウガ、併シソレハ決シテ戰爭ヲ防止スル方向ニ向ツテノ隣人愛、社會奉仕デハナカツタノデアリマス、斯ウシテ見て來マスレバ、宗教的情操ノ徹底的ナ教育ト云フコトガドレ程力ヲ持チ得ルカ、私ハ非常ニ疑問ニ思フノデアリマス、寧ロ此ノ際強調スル點ハ、科學的ナ教育ノ割期的ナ振興、曩ニ我々が決議致シマシタ、其ノ決議ヲコソ、大キク太ク此處ニ強調シテ行クベキデハナイカ、ソレト同

ジ「レベール」ニ於テ宗教的情操ノ教育ト云フコト
フモノヲ此處ニ我々ハ決議スベキデハ
ヲ茲ニ強調スルヨリモ、寧ロ科學的ナ
教育ノ振興ヲ強調シ、又根本的ニハ一
主的ナ組織ヲガツチリ今日カラ築イテ
行クコトコソガ、最モ急イデ完成シナ
ケレバナラヌコトデハナイカト思フノ
デアリマス、敢テ提案者ノ御説明ヲ御
願ヒスル所以デアリマス(拍手)
【地崎宇三郎君登壇】
○地崎宇三郎君 只今ノ細迫氏ノ御質
疑ニ對シマシテ私ノ見解ヲ申上ゲマ
ス、衆議院が敢テ斯ウ云ノ決議ヲスル
コトノ必要ガナイデハナイカト云フ御
質問ニ對シマシテハ、私ハ衆議院ハ國
民ノ總意ヲ集メ居ル所デアルカラシ
テ、衆議院ノ決議ハ國民斯クアルベシ
ト決議サレタ場合ニハ、國民大眾ノ行
ク道ヲ指スモノアルカラ絶対ニ必
要ダト云フ意味デ提議シタモノデアリ
マス

ルノデアリマス、之ニハ宗教的方法ガ最モ良イト考ヘテ居リマス
第三ノ宗教家、教育家ヲドウ奮起セシムルカト云フ御話デアリマスガ、政府茲ニ衆議院議員諸君ノ應援ヲ得テ、其ノ鄉黨ニ於テ宗教家並ニ教育家ノ奮起ヲ御願ヒシタイ、宗教家、教育家ハ此ノ運動ニハ喜ンデ御贊成ニナルデアラウト私ハ思フノデアリマス(拍手)
第四ハ、眞面目大、熱烈ナ宗教家ガ眞ノ^ニ
〔發言スル者アリ〕
○謹長(樋貝證三君) 樋貝證三——靜爾
○地崎宇三郎君(續) 教育ノ中ニ宗教心ヲ盛り込ソデ行クコトガ必要ナトイト云フ御考ヘノ方ハ別ト致シマシテ、人間ノ生活ノ中ニ信仰ヲ持ツコトハ絶対ニ必要デアルト考ヘルノデアリマス(拍手勿論少クモ宗教的情操ヲ持ツコトガ必要ダト云フコトハ大體異議ノナイコト)思フノデアリマス、然ラバ宗敎家ノ人達ハ、今マデノ教育ノ中ニ宗教的情操教育ノナカツタコトガ誤リデアルト云フコトニハ御氣付キニナルと思フノデアリマス、一例ヲ舉ガマスト、黒住教ノ教祖ハ、椅子ニ腰ヲ掛けテ御立チニナル場合ニ、有難ウゴザイマスガ、是ト唱ヘテ歸ラレルノデアリマスガ、是ケ事は必ずシモ黒住教ノ宣傳デハナクテ、宗教的情操教育ニ是レ程立派ナ精神ハナイノデアリマス、

言葉ハナイノデアリマス、デアリマスカラ、唯一ツノコトヲ言ツタカラト云ツテ、必ズシモ私ハ一宗一派ニ限ルトハ言ハナイノデアリマス、サウシテ此ノツツノコトガ全部ノ宗教ニ通曉スルモノダト私ハ考ヘテ居リマス

○議長(種貝謹三君) 静肅ニ

○地崎宇三郎君(續) ソレカラ宗教的情操教育ヨリ科學教育ト云フコトノ御話ガアリマシタガ、私ト雖モ科學教育ヲ尊重シナイト云フ言ヒ方ヲシテ居ノデハアリマセヌ、科學ハ最モ尊重致シマス、併シ宗教的情操教育ヲ持ツト云ノコトガ、ヨリ以上人間ノ魂ノ糧ニアリマスカラ、大事ダト私ハ申上ゲテ居ルノデアリマス(拍手)

最後ニ宗教的情操ヲ陶冶シテ戰爭ヲ防ギ得ルカト云フ御質問ニ對シテ御答ヘ申上ゲマス、私ハ過般北海道ノ札幌市デ進駐軍ノ兵隊サンノ訪問ヲ受ケタガノデアリマスガ、其ノ人ニ私ハ質問ヲ致シマシタ、アナタハ戰爭中人ヲ殺シタカト聽キマシタラ、其ノ人ハ涙ヲシテ、俺ハ母親ノ言フコトヲ聽カズシテ、硫黃島ヲ自分ノ鐵砲ニ依ツテ一人ノ人ヲ殺シタコトヲ殘念ニ思フト云フ教會ヲ成スモノ欲求スル運動ヲ作ル基底ヲ成スモノダト私ハ考ヘテ居リマス

○稻葉道意君 私ハ日本自由黨ヲ代表致シマシテ只今御提案ニナリマシタ申崎君ノ御案ニ賛成ヲスルモノデアリマス、以下極メテ簡単ニ自分ノ所信ヲ述ベマシテ御清聴ヲ煩ハシタイト存ジマス

〔稻葉道意君登壇〕

其ノ前ニ當リマシテ、私ハ私ノ所論ヲ裏付ケル目的ヲ以テマシテ、昨年ノ十二月三十五日、即チ「クリスマス」ヲ迎ヘマヌニ當ツテ、「アメリカ」ノ人姉領トトルーマン氏ガ演説ヲ行ヒマシタ、其ノ新聞ヲ私ハ此處ニ所持致シ居リマヌノデ、煩ソ厭ハズ其ノ儘讀上げテ、御清聴ヲ願ヒタイト存ジマス、長イ恐怖ノ數年間、戦争ニ倦ミ疲レタ世界ガ得チ焦レテ居タ「クリスマス」ガ、今ヤ平和ト共ニ訪レタノデアル、我々ハ平和、愛、慈善ヲ説ク「クリスト」ノ教ヘヲ思ヒ出ス、余ハ今日山上ノ御訓ノ教ヘヲ通ジテ解決出來ナイヤウナナイ、我々ハ征服サレタ敵國ト共ニ、世界ノ恆久的平和確立ノ爲努力セネバナラヌ、平和ニ於テ勝利ヲ得ルコトハ、武器ヲ手ニシテスルノト劣ラズ困難ナコトデアル、國家ガ競争學ゲテ競争フコトモ止メネバナラナイシ、又是レマス、順次發言ヲ許シマス——稻葉道意君

アラウ「斯ウ云フ言葉デアリマス
諸君、今日我國ハ有史以來ノ最大
難關ニ逢著シテ居ルノデアリマス、而シ
テ、凡ユル社會ノ方面ニ於テ非常ナ貧
困ヲ告ゲ、窮乏ヲ告ゲテ居ルコトハ
私ガ今更歎々スルマデモナイ、食糧問
題ニ、或ハ住宅問題ニ、或ハ衣料ノ問
題ニ、凡ユル方面ニ於キマシテ、我ガ
國ハ本當ニ今ドン底ノ苦シミニ端ギ題
シテ居ルノデアリマス、之ヲ何トカシ
テ救ヒタイト云フコトノ爲ニ、政府當
路者ハ勿論、我々モ諸君ト共々ニ日夜
策、百般ノ政綱モ、若シ人々ノ魂ト云
フモノニ眞ノ光リヲ與ヘナケレバ、ソ
レハ恰モ荒れ切ツタ畠ニ、田圃ニ、無
暗ニ種ヲ播クト同様アリマシテ、要
スルニサウシタ政綱政策ト云フモノ
ハ、徒勞ニ歸スルヨリ外ハナイト信ズ
モノノデアリマス(拍手)此ノ意味ニ於
キマシテ、百ノ政綱、千ノ政策ニ先行
致シマシテ、ソレヨリ先づ先ニ、國民
ノ魂ニ永遠ニ光、無限ノ惠ミト云フモ
ノヲ與ヘルト云フコトガ、是
ガ先決問題デナケレバナラヌ
ト信ズルモノノデアリマス(拍手)
宗教情操ト申シマスト、何事カム

ゾカシイヤウニ考ヘラレタリ、或ハ大層ムツカシイ宗教哲學ヤ神學デモ引張リ出サナケレバ、解決ノ出來ナイコトノヤウニ考ヘル人ガアリマスケレドモ、私ハ左様ニ考ヘテ居リマセス、一言ニシテ申セバ、色々ナ宗旨、宗派ハ違ヒマシテモ、宗教ノ根本理念ト云フモノハ何ダ、要スルニ我々人類ガ本當ニ虔マシャカニ跪イテ、或ル見エナイ永遠ノ無限ノ絶大ニ跪クト云フコトガ、即チ本當ノ宗教情操デアル、ソコカラ日常ノ生活ガ色々ニ割出サレテ参ル、参ンデ参リマス、我々ノ祖先ハ、少クトモ明治御一新マデノ祖先ハ其ノ道ヲ歩イテ參ツタノデアリマス、諸君ヲ前ニシテ甚ダ失禮ナ例ヲ採ルヤウデアリマスガ、例ヘバ我國ニ普請ト云フ言葉ガアリマス、建築ヲ普請ト申シマス、文字ノ上カラ眺メマシテ、ドウシテア、云フ言葉ガ建築ト云フ意味ニナルカ、是ハ普ク諸々ノ力ヲ請フ、斯ウ云フ、經典ノ中ニアリマス言葉ヲ取ツテ、サウシテ普請ト申シタノデアリマス、即チ一軒ノ家ヲ建テマスニ付テハ、大工サンモ來ナケレバナラヌ、左官屋サンモ要ル、或ハ御手傳ヒモ要ル、凡ユル力ノ綜合ガ一ツノ建築ニナル、即チ一軒ノ家ハ、俺ノ力デ俺ガ勝手ニ建テタノデハナイ、凡ユル力ガ寄リ集マツテ、其處ニ一軒ノ雨露ヲ凌ゲベキ家ガ出來タノデアル、サウ云フコトヲ考ヘル時ニ、自分ノ獨力デヤツタ云フ考ヘラ拂拭致シマシテ、所謂俺

ガト云フ考ヘラ止メテ、ソコニ本當ニ
此ノ一軒ノ家ヲ拜ム、總テノ力ニ脱ク
ト云フ喜ビガアルノデアリマス(拍手)
一事ガ萬事デアリマシテ、我々ノ祖先
ハ食物ヲ拜ミ、食物ニ敬語ヲ付ケ、日
用品ヲ拜シテ其ノ日ヲ暮シタ、是ガ先
チ所謂宗教情操デアリマシテ、之ヲ若
シムヅカシク申シマスナラバ、即ち
事々物々總テノ物ノ上ニ唯物的ナ眺メ方
ヲシナイデ、ソレ自體ノ上ニ永遠ナル
絶大ト云フコトヲ認メルコトガ、是ガ
本當ノ宗教的情操デアリマス、斯ウ云
フ麗ハシイ生活、本當ニ潤ヒノアル生
活ヲ我々ノ祖先ハ營ンテ參ツタノデア
リマス、私ハ此ノ不幸ノドン底ニ落チ
込シダ我ガ日本ヲ救フニハ、此ノ祖先
ノ歩ンダ道、此ノ潤ヒノアル生活ヲ、
我々ノ魂ノ上ニモウ一漏蘇ヘラセルト
云フコトガ、是ガ本當ニ我ガ國ヲ再建
サセル所ノ唯一ノ第一ノ道デアル、斯
様ニ信ズルノデアリマス(拍手)此ノ御
意味ニ於キマシテ、今回地崎君初メ五
名ノ方ガ御提案ニナリマシタ進歩黨
或ハ議員各位ニ御協力ヲ願ツテ、是ガ
實現致スヤウニ御骨折リ願ヒタイコト
ヲ切ニ御願ヒ致ス次第アリマス(拍
手)

シテ、只今提案セラレマシタ宗教的情操教育に關する決議案ニ對シ、衷心ヨリ贊意ヲ表スルモノデアリマス(拍手)何トナレバ、今次ノ大戰ニ依ツテ、我が國民ハ總て齊シク、戰爭ハ悲慘ナル點徳アルト云フコトヲ痛感シタノデリマス、而シテ今ヤ私共ハ戰ヒニ敗レタト云ノ罪過ニ對シテ、心カラ懺悔シナト云ノ事、而シテ今ヤ私共ハ戰ヒニ敗レタト云ノ悲シヨリモ、戰爭ヲ犯シタル點徳アルト云フコトヲ痛感シタノデリマス、而シテ今ヤ私共ハ戰ヒニ敗レタト云ノ罪過ニ對シテ、心カラ懺悔シナクテハナラナイト思フノデアリマス(拍手)茲ニ於テ一體何ガ斯クノ如キキト云フコトヲ靜カニ顧ミル時、是レヒニ驕リ立テタカ、又驕リ立テラレタカニト云フコトヲ靜カニ顧ミル時、是レカト云フコトヲ靜カニ顧ミル時、是レ全ク我國ノ文化ガ、明治以來唯外形的ナ物質文化ノ模倣ニ過ギシズテ、迄カト云フコトヲ靜カニ顧ミル時、是レ化トガ渾然一體トナツテ、物心一如ノ如シサウシタ世界ヲ實現スルコトガ出來ナカニタカラダト思フノデアリマス(拍手)歐米諸國ニ於テハ忙ハシキ物質文化ノ日常生活ノ鬨ニモ、日曜日ハ國民的宗教日トシテ、朝マダキヨリ教會ノ鐘ノ音ニ誘ハレテ一堂ニ集マリ、日頃ノ生活ノ疲れト汚れト心カラ慰メタカニタカラダト思フ時、洵ニ思ヒ半バニ過グアルモノガアルノデアリマス、而モ今次ノ戰ヒトナリマスルヤ、各國共ニ宗教用サレテ、彼ノ「ミレー」ノ名畫晩鐘ノハ益ミ國民生活ノ中ニ要求サレタニモハシムル、朝ナタナ弱々タル拘ラズ、我國ニ於テハ寧ロ宗教ハ聖リ

餘韻ノ裡ニ久シキニ瓦ツテ無言ノ宗教
の情操ヲ養ヒ來ツタ梵鐘、其ノ他モ行
的儀禮ニ最モ必要ナ品々ニ至ルマデ出
ヲ強制サレ、且ツ之ヲ破壊シテ戦
ノ具ニ供セラル、コトガ平然トシニ
行ハレタルガ如キ、心アル者ニ取ツニ
ハ實ニ忍ビ難イモノガアツタノアリ
マス、剩へ今日マ處分サレズニ残存
セル梵鐘其ノ他ノモノガ、未ダ還付サ
レズニ居ルモノガ多イト云フコトヲ
ツテ居リマスルガ、信仰深イ民衆ノ
ノ寂シサヲ思フ時ニ、一刻モ早ク返還
ノ處置ヲ執ラレンコトヲ政府ニ要望
ル次第アリマス

ニ伍スルコトガ出來タニ相違ナイト思
フノデアリマス(拍手)此ノ際私ハ宗教
ヲ信ズル者ノ一人トシテ、特ニ自ラ深
ク懺悔ト慚愧ニ堪ヘナイ次第デアリマ
ス、抑ミ宗教本然ノ姿ハ、永遠ノ平和
ナル世界ヲ欣求シ、人類ノ幸福ヲ祈念
シ、慈悲ト懺悔ト情ト感謝トヲ以て人
間生活ノ基調トスルモノデアリマス、
隨テ宗教的情操ハ一國文化ノ要素ノ一
ツデアルト言フヨリモ、寧ロ一切文化
ノ基盤ヲ成シテ居ルモノト言ツテモ敢
テ過言デハナイト信ジマス(拍手)

官報號外 昭和二十一年八月十六日 案議院議事速記錄第二十九號 宗教

ル宗教モ自由ニ活潑ニ、國民文化ノ中ニ其ノ精神的栄養ヲ供給シ得ル如キ政策ヲ樹立シ、今一段ト復興ナル宗教的情操ト教養トヨ養ヒ得ル機會ト便宜トヲ與ソル政策ノ實行ヲ切望シテ、私ノ賛成演説ヲ終リマス(拍手)

○譲是（樋貝詮三君）　帷森順造君

○ 笹森順造君 宗教的情操教育に關す

ス
る決議案ニ對シマシテ、新政會ヲ代表致シマシテ賛成ノ意ヲ表サセテ戴キマ

教育ト宗教トノ關係ニ付キマシテ

ハ其ノ國々ハ各々ノ立場ニ依ツテ獨
自ノ解釋ヲ持チ、又方針ヲ持ツテ居ル

ノデアリマス、日本ノ國ニ於キマシテ

文部大臣ノ訓令第十二號ニ依リマシモ、御案内ノ通リニ明治三十二年ノ

テ、法令ニ依ル學校ハ學科課程外ニ於

キマシテモ宗教ノ教義ヲ教へ、又ハ教
受クナシテ、ナラナシイト云フ禁呪的

ナモノデアツタノデアリマス、是ハ

一面ニ於テ道理ノアツタコトデアリ

マヌ、多クノ異ナツタ宗教宗派ヲ持
ツテ居リマスル國トシテ、官公立ノ學

校其ノ他ニ於テ、教育ノ面ニ特別ナル

色彩ノ宗教ヲ獎メルガ如キコトガアツ
ニ、ラーティ、云フ、ナ、テ其、更別

アツタデアリマセウ、所ガ是ガ爲ニ我テハナテナイト云フニトガ其ノ原則

ガ國ニ於ケル所ノ兒童或ハ學生ノ教育

ニ對シマシテ、宗教情操ノ涵養其ノモ

ノマニ不必要ナルが如キ状況ニ長
イ間日本ノ教育ガ導カレテ參リマシタ

ス、昭和ノ年代ニ入りマシテカラ、完
育家ガ起チマシテ、度々建議ヲ致シマ
シタ結果、多分昭和九年カ十年ダツタ
ト覺エテ居リマスルガ、文部次官ノ名
ヲ以チマシテ、宗教情操ノ涵養ヲ是非
シナケレバナラナイト云フコトヲ國民
一般ニ傳ヘタノデアリマス、而シテ杜
ノ戰爭ノ後ニ先程申上ゲマシタ訓令ノ
十二號ガ取去ラレテ、日本ノ國ニ於テ此
宗教情操ノ必要ナルコトが認メラレ、
之ヲ斯ク信ジマスル所ノ學校ニ於キマ
シテハ、特ニ私立學校ニ於テ此ノ自由
ガ認メラレルコトニナツタノデアリマス
ス、是ハ洵ニ日本ノ國ガ現狀ニ於テ又
將來ニ於テ、大切ナル一ツノ教育ノ
方向ヲ示シタモノト信ズルノデアリマス
ス(拍手)先程來提案者ノ思想ヲ伺ヒマ
シテモ洵ニ御尤モデアリマス、此ノ教
教情操涵養ニ關シマシテハ、或ル論者
ハ特殊ナル宗教ヲ傳道スルニアラズソ
バ涵養出來ナイト云フヤウナコトヲ
ヘテ居ルノハ洵ニ誤ツタ考へト思ヒマ
ス(拍手)我々ハ宗教ヲ、宗教的情操ヲ
教ヘル爲ニ、宗教ノ持ツテ居リマスル
獵—拾ヒ取リマシテ教ヘルコトガ決シ
教理、他ノ宗教ノ持ツテ居リマス所ノ
教義、是等ヲ参考トシ、或ハ之ヲ讲
教ヘル爲ニ、宗教ノ持ツテ居リマスル
獵—拾ヒ取リマシテ教ヘルコトガ決シ
ムル所以デアリマス、此ノ意味ニ於キ

公立ノ學校ニ於キマシテモ、宗教情操
涵養ニ關シマシテハ今後力ヲ籠メマシ
テ日本ノ文化ノ基調トナシ、或ハ又道
徳ノ昂揚ノ基ヲ茲ニ見出シ、或ハ又社
會奉仕ノ原動力トナシ、或ハ又國際平
和ノ大イナル協同ノ力トナサウトスル
ノハ洵ニ容易ナルモノト信ズルノデア
リマス、特ニ我々世界ノ公正ナル判斷
斷ニ我等ノ安全ヲ委ネヨウト云々此ノ國
場合ニ、我々自身ガ正シイ宗教情操ノ
涵養ニ依ツチ國民ヲ養成スルト共ニ、
又我等ガ贊テ入ルデアリマセウ所ノ國
際ノ他ノ世界ニ於テモ、同ジク此ノ宗
教情操ノ涵養ヲ以テ茲ニ普遍的ナルモノ
ニ於テ一致スル喜ビガ必ス來ナケンレ
バナラスト思フノデアリマス(拍手)成
程宗教其ノモノハ、果シテ世界カラ戦
争ヲナクスルニ如何程ノ力ガアツカ
ト云フコトヲ反省シマスル時ニ、或ル
論者ノ申シマスルヤウニ遺憾ナル點ガ
ナイデモアリマセス、今後恐らくハ同
様デアリマセウ、併シナガラ我等ノ努
力ハ不斷ニ續ケラレナケレバナラヌノ
デアリマス(拍手)戰爭前ニ、日本ノ國
ト相手國トナリマシタ所ノ國ノ代表者
ガ、特ニ宗教ヲ信スルガ故ニ、互ヒニ
此ノ戰争ヲ起サシメザル期待ノ下ニ交
トシタコトノアリマスルコトハ、知ル
方々ノ十分御承知ノコトデアリマス

(拍手)而シテ其ノ方々ガ如何ニモ残念
ニ思ヒマシテ、日本ノ國ヲ最後ニ引揚
ゲマスル時ニ、事態ガ如何ニナリマシ
テモ、總テノ紛争ヲ超越シタ普遍のナ
ル眞理體ニハ必ズ結バウト云フコトヲ
申シテ居ツタノデアリマス(拍手)此ノ
モノハ今後ニ於テモ同様ニナルノデア
リマセウ、斯ウ云フ意味ニ於キマシ
テ、國內ニ於テモ國外ニ於テモ、此ノ
宗教情操ヲ涵養スルト云フコトニ大イ
ニ力ヲ捧ゲタイ、斯カル意味ニ於キマシ
シテ御提案ニ對シマシテハ滿幅ノ贊意
ヲ表シタイ、斯クシテ政府ニ於キマシ
テモ、或ハ又其ノ他ノ必要ナル機關ニ
於キマシテモ、此ノ問題ヲ採上ゲテ目
的ヲ達セラレルヤウニ希望シナガラ、
重ネテ本案ニ對スル賛成ノ意ヲ表スル
モノデアリマス(拍手)

苦痛ノ度合ハ益々深サヨ増シテ行クモ
ノト思フノデアリマス、現在食フニ食
ナク、住ムニ家ナク、働くニ職ナキ同
胞ハ巣ニ氾濫致シマシテ、道義ハ廢
レ、涙ニ涙ナクシテハ眺メラレナイ慘
憺タル敗戦ノ世相ヲ示シテ參リマシ
タ、私ハ一個ノ宗教家トシテ、此ノ受
難ノ同胞ニ勇氣ト光明ヲ與ヘルベク辻
説法ヲシタリ、講演ヲヤツテ居リマシ
タガ、此ノ民族的憤ミハオ説教位デハ
片付カヌノデアリマス、直接國民ノ生
活ヲ支配スル所ノ強力ナル政治力ニ依
ラザレバ問題ノ解決ハ出來スト思ツ
テ、私ハ政治生活ニ入りマシタガ、併
シ此ノ政治モ亦烈々タル同胞愛ニ燃ユ
ル所ノ宗教的信念ノ裏ケガナカツタ
ナラバ、形式主義、要領主義、官僚主
義ニ陥ツテ、塗炭ノ苦シミニアル所ノ
民衆ノ苦痛ヲ救ヒ上ゲルト云ノコトハ
到底困難デアラウト考ヘルノデアリマ
ス（拍手）思へバ我ガ民族ハ受難ノ民
族デアリマス、軍閥、官僚ニ誤ラレマ
シテ、徹底敗戦ノ結果憤ミ苦シミナガ
ラモ、新シキ道ヲ求メツ、荆ノ道ヲ歩
ンデ居ルノガ我ガ民族ノ現狀デアリマ
ス、此ノ苦難ノ中ニアリナガラモ、新
日本建設ノ基礎ハ固メラレツ、アルノ
デアリマス、是ハ考ヘ方ニ依リマシテ
向ツテ戰争ノ拋棄ヲ宣言シ、自ラ進ン
デ世界平和ノ礎石タラントシテ居ルノ
ハ實ニ偉大ナル宣言デアリマス、世界
人類ニ對スル實ニ偉大ナル宣言デアリ

マス（拍手）是そ敗戦ガ其ノ動機ヲナ
スモノデアリマセウガ、兎ニモ角ニモ
此ノ悲壯ナル所ノ先覺者トシテノ自覺
ト決心ハ、何ハ兎モアレ究極ニ於テハ
宗教ニ其ノ基礎ヲ持タケレバナラズ

ト私ハ信ズルノデアリマス（拍手）

日本ノ半神主義が自律的宗教的基礎ヲ持タズシテ、徒ラナル御都合主

義、便宜主義ニ終ルナラバ、我ガ民族

ノ文化的發展ハ到底望ミ得ナイト私ハ
思フソデアリマス（拍手）今や原子科

學ノ扉ガ開カレマシテ、世界ノ列強モ

亦武器ヲ執ツテノ戰ヒヲ斷念シナケレ

バナナ時代ニ到達シツ、アルが如ク
思ハレマスガ、サリナガラ日本ヲ徐ク

世界ノ國々ガ果シテ將來戰爭ハ絕對ニ

ヤラヌトハ豫斷シ難キ情勢ニアル今
日、成テ大和民族ノ前途、向ニ多事多

曰 我が大和臣族ノ前達ノ治ニ多事多難、恰モ宗教ノ開祖ガ新シキ道ヲ拓ク

ニ當ツテ嘗メタガ如キ苦難ノ道程ヲ

我々民族ハ通ラザルヲ得ナイ狀態ニア
ルト私ハ思フノデアリマス、是ニ於テ

我々國民ハ、鞏固ナル信念ヲ以テ凡ニ

ル苦難ヲ忍ビツ、平和日本ノ建設ヨリ

更ニ世界平和ヘノ大道ヲ 裸ノ儘テ力
強ク歩シデ行カナケレバ ナラヌ宿命ヲ

持ツコトニナツタノデアリマス

偕テ新日本ノ建設ハ、日本ノ青年層

ノ奮起ニ俟タナケレバナラヌコトハ明カ十口トデアリマスガ、其ノ青年者ノ

大部分ガ復員軍人デアリマス、是ハ我

ガ民族ノ中堅ヲナスモノデアリマシテ、肉體的ニモ、精神的ニモ、素質ノ

上二於キマシテハ、優レタル人達ノ集
所ガ是等ノ人達ハ、中ニハ失業者ガ非
常ニ多イ、仕事ガアレバ鬼モ角トシ
テ、仕事ガナイ爲ニ閑々ノ日ヲ送リ、
麁テハ精神的ニ腐ツテ來、自暴自棄ニ
ナル、私ハ優秀ナル青年ガ廢レ行ク世
相ヲ眺メマシテ、實ニ堪ヘラレナイ氣
持ニナルノデアリマスガ、今ヤ民族下
降ノ風潮ハ實ニ恐ルベキモノガアルノ
デアリマス、世界平和ノ礎石タラント
スル高邁ナル理想ニ對シテ、現實ハ餘
リニモ惨メデアリマス、是ニ於テ失業
救濟ノ問題コソ民族ノ興亡ヲ睹スルノ
重大問題トナルノデアリマス、政府ハ
失業救濟ノ爲ニ六十億ノ公共事業ヲ計
畫シテ居ラレマスガ、之ニ依ツテ物質
的ニ失業者ヲ救濟スルト共ニ、生産ノ
擴充ヲ圖ルト云フコトモ極メテ大事ナ
コトデアリマスガ、其ノ實施ニ當ツテハ
極メテ民主的ニ、且ツ失業者ノ人格ヲ
尊重シ、同胞愛ニ燃ユル宗教的信念ヲ
以テ之ニ當ツテ載キタイト私ハ希望ス
ルモノニアリマス（拍手）

ニシテ居リマス、又裏切ラレタ氣持ノ上
カラ、極度ニ反政府的ニナツテ居ル者
モアル、或ル者ハ却テ頑固ナ愛國主義
者ニナツテ居ル、勿論思想ノ自由ノ許
サレテ居ル今日、如何ナル思想ヲ抱ク
モ自由デハアリマセウガ、私ハ教育家
トカ、或ハ宗教家トカ、或ハ社會改良
家ノ手ニ依リマシテ、此ノ復員軍人ニ
民主主義的ナ、平和主義的ナーツノ再
教育ヲ施シテ貰ツテ、而モソレニ宗教
的信念ヲ與ヘ、彼等ノ思想ト感情ヲ整
理致シマシテ、道義ノ昂揚ト文化水準
ノ向上ヲ圖リ、同胞愛ノ自覺ノ上ニ立
ツテ、何デモ俺ハ起チ上ルノダト云フ
ガ如キ、生産意欲ヲ旺盛ナラシムルガ
如キ精神的陶冶ヲ施ス必要ガアルト私
ハ思フノデアリマス（拍手）特ニ此ノ
復員軍人ノ再教育ノ問題ハ、眞ニ内
外ノ情勢ヲ考慮ニ入レテ樹立スベキモ
ノデアリマセウガ、是ガ實施ニ當リマ
シテハ、民主主義的ニ、社會改良家或
ハ教育者、宗教家、凡ユル者ガ、色々
ナ組織ヲ以テ之ヲヤルノガ最モ適當デ
アルト信ズル、而シテ再教育ヲ受ケタ
者ハ日本再建ノ上ニ十分ノ効キノ出來
ルヤウナ方途ヲ講ズルコトガ肝腎デア
ラウト思フノデアリマス

十分渗透サセルヤウナ方策ノ樹立ヲ望
ミマシテ、私ノ贊成演説ヲ終ルノデア
リマス(拍手)
終リニ一言細迫君ニ一寸御答へ致シ
マス、一ツノ學校デ一宗派ヲ説イタナ
ラバ不公平ニナルト云フ、ソコハ教育
者ヲ信用シテ貴ツタラ宜シイ、教育者
ニハ相當ノ識見ガアリマスカラ、例へ
テ言ヘバ歴史ニ奈良ノ大佛サンガ出字來
ル、コ、マデ説イタラ宗教教育ニナル
カナラスカ、ソコマデ神經過敏ニナツ
タラ教育ハ出來ヌノデアリマス〔其ノ
通リ〕茶ノ湯ヲ説イタ時分ニハ禪宗ガ
出テモ差支ヘナインデアリマス、又本
當ニ宗教心ノアル者ガ、宗教ヲ強制ス
ルノデハナクシテ、熱烈ナル人類變ノ
立場、人類變カラ珍ミ出テ、自然ノ中
ニ子供ニ感化ヲ及ボスヤウナコトハ、
最モアツテ欲シノンデアリマス(拍手)
ヒマスガ、何モ神ヤ佛ノ觀念論ヲ抱イ
テ信者ニナツタ人ハナイノデアリマ
ス、共産黨ガ「パン」ヲ與レテ喜ブ、是
モ感情デアル、又親ガ死シテ泣ク、是
モ感情デアリマス、又偉大ナル宗教家
ニ接シテ、ソコニ非常ナル尊敬的ナ、
宗教的ナ感情ガ湧イテ來ル、是ハ觀念
デハナイ、生キタ事實デアリマス、實
際ノ宗教生活ト云フモノハ、優レタル
教師教祖ノ人格ニ觸レテ湧キ上ル所ノ
感情デアリマス、ソレヲ土臺トシテ出
來テ居ルノガ宗教デアリマス、決シテ

左様ナ獻論トカ、夢ノヤウナ話デヤ
ナイノアリマス（拍手）殊ニ私ハ思
フ、科學ト宗教ハサウ矛盾スルモノデ
ハナイ、科學ト宗教ハ矛盾スルヤウニ
立派ナ光景ヲ見タコトガアル「ニユ
ヨーク」ノ「カトリック」ノ或ル教會
電髮ヲ掛ケタ近代娘ガ「マドンナ」ノ尊
像ノ前ニ跪イテ祈リヲ捧ゲテ居ル、其
ノ像ノ膝ノ所ニハ、恰モ公衆電話ノオ
金入レ口位ノモノガ一寸附イテ居ル、
其ノ小サ孔ノ中ニ二十五「セント」ノ
銀貨ヲ抛り込ムト、「バイン」ヲ傳ハツ
テバシヤノト御賽錢第ニ落チ込ム、
如何ニモ科學的、機械的デアリマス
ガ、サウ云フコトヲヤリナガラモ、ア
ノ「アメリカ」ノ近代娘ガ、電髮ヲ掛ケ
テ、オ化粧シテ、靜カニ「マリア」ニ祈
リヲ捧ゲテ居ル、設備ハ科學的デアリ
マスケレドモ、彼ノ女ノ祈ル姿ハ實ニ
宗教的デアリマス、科學ノ宗教ヲ済ニ
麗ハシトイ思ツタコトガアル、決シテ
ソソナ御心配ハナイト思ヒマス、以上
ヲ以テ私ノ贊成演説ヲ終リマス（拍手）
○議長（樋貝證三君）是ニテ討論ハ終
局致シマシタ、採決致シマス、本案ニ
賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

ビ財政ノ確立等カラ見テ、現行税制ヲ根本的ニ改革スベシト云フ委員側ノ意見ニ對シマシテハ、政府ニ於テモ其ノ要ヲ認メ、何レモ適當ナル委員會ヲ設ケテ研究シタシトノ答辯ガアリマシタ、第二、所得税調査委員ノ存廢ニ關シマスル委員側ノ質疑ニ對シマシテハ、政府ハ所得税調査委員ノ存置ハ必要ヲ認メルガ、其ノ機構等ニハ改善ヲ要スルコト、又將來ハ申告制度ノ研究ヲモ併セ考慮シタシトノ答辯アリ、第三ニハ勤勞所得ノ税率ヲ百分ノ十八ヨリ百分ノ二十ニ引上げタノハ不當デハナイカ、又基礎控除ヲ五百圓生活三合セルヤウ之ヲ五百圓トシテハドウカト云フ委員側ノ質疑ニ對シテハ、勤勞所得ノ控除額ヲ從來ノ五十圓カラ二百圓ニ引上げタ爲メ、年收二萬圓以内ノ勤勞者ニハ寧ロ相當ノ輕減ヲナツタコト、又免稅點ヲ五百圓トスル時ニハ、其ノ所得稅ハ四分ノ一乃至五分ノ一二減ジテ、財政上到底實施致シ難シトノ答辯、第四、歳入増加「インフレ」防止ノ方法トシテ、地方國體ニ對シテモ富籤發行ヲナサシムル意思アリヤトノ質疑ニ對シマシテハ、政府ニ於テモ其ノ意思アリトノ答辯、第五、酒類ノ專賣ヲ實施シテハ如何トノ質疑ニ對シマシテハ、政府ハ酒ノ變質性、取扱ノ困難性等ニ依リマシテ、現在ノ所、專賣ノ意恩ナシトノ答辯、第六、濁酒密造防止ノ爲メ、農村ニ於テ米ノ供出ガ完遂サ

レマシタ時ニハ委託醸造ヲ認メテハドウカト云フ質疑ニ對シマシテハ、政府ハ供米良好ニテ食糧問題ニ支障ガナケレバ之ヲ考慮シテモ差支ヘナイト云フ答辯、第七、戰災地ノ擔稅力ガ減退シテ居リマス情勢ニ鑑ミマシテ、課稅ト云フ答辯、第八ハ、地方警務費及び國民教育費ハ全額ヲ國庫負擔ニシテハドウカト云フ委員側ノ質疑ニ對シテハ、政府ハ現在通り地方、國庫雙方ニテ分擔スルコトヲ妥當ナリト認メルト云フ答辯、第九ハ、地方分與稅中還付稅、即チ地租、家屋、營業三稅ハ地方ニ委讓スベシトノ委員側ノ意見ニ對シテハ、政府ニ於テモ大體實意ヲ表シ、何レ稅制改革ノ際之ヲ考慮スベシトノ答辯、第十、闇取引ノ所得ニ對シテ課稅スルヤトノ疑質ニ對シテハ、政府ハ所得其ノモノニ對シ課稅スルモノニアルカラ、若シ該所得ガ闇取引ニ依ルト判明シタ場合ハ之ヲ返還スル、即チ法制的ニハ課稅セズトノ答辯、第十一、遊興飲食稅ハ内外人平等ニ課稅ヲ行フヤトノ質疑ニ對シテハ、政府ハ課稅ニシテハ、租稅減收ノ立場上直チニ之ヲ全廢スルコトハ困難デアルケレドモ、稅制改革ノ際考慮シタシトノ答辯ガアリ

マシテ、全部ノ質疑ヲ終了致シマシタ
黨ノ殿田孝次君ヨリ、遊興飲食稅及び
地方分與稅ニ關スル修正案ノ提出ト其
ノ說明ガアリ、又社會黨ノ川島金次君
ヨリ所得稅ニ關スル修正案ノ提出及ビ
説明ガアリ、尙ほ自由黨ノ修正案ニ對
スル賛成意見ノ陳述ガアリ、續イテ社會
會黨ノ玉井潤次君ヨリ補足的意見ノ陳
述、又進歩黨ノ宮澤才吉君、協同民主
黨ノ原尻東君、新政會ノ増井慶太郎君等
ヨリ、ソレドク自由黨ノ修正意見ニ對ス
ル贊成意見ノ陳述ガアリマシタ、續イテ
テ採決ニ入りマシテ、先ツ所得稅法の
一部を改正する等の法律案ヲ議題ト
シ、社會黨ノ修正案、即チ勤勞所得ニ
ル算成意見ノ修正案、即チ勤勞所得ニ
對スル基礎控除額二千四百圓ヲ六千圓
ニ引上げルコト、勤勞所得ニ對スル稅
率ノ引上げヲ見合セ、現行通り百分ノ
十八ニ据置クコト等ニ付テ可否ヲ諸リ
マシタ所、贊成者少數ニテ否決トナリマ
シタ、次ニ自由黨ノ修正案、即チ遊
興飲食稅ノ免稅點ヲ引上げ、飲食ノ料
金ノ現行十圓未滿ヲ三十圓未滿ニ、洋
式旅館ノ料金ノ現行十二圓未滿ヲ十五
圓未滿ニ、和式旅館ノ料金ノ現行二十
圓未滿ヲ四十圓未滿ニ改メルコトニ付
テ可否ヲ諸リマシタ所、全員一致可決
トナリマシタ、自由黨ノ修正部分ヲ除
キタル部分モ亦全員一致可決トナリマ
シタ、次ニ臨時租稅措置法を改正する
法律案ヲ議題トシ、是レ亦全員一致可
決致シマシタ、更ニ地方稅法及び地方
法律案ヲ議題トシ、是レ亦全員一致可

分與税法の一部を改正する法律案ヲ題トシテ、自由黨ノ修正案、即チ遊興税ノ免稅點ノ引上げニ對應シ地主分與税ノ稅收ヲ確保スル爲メ、配付キマシテ可否ヲ諮リマシタ所、全員一致可決トナリマシタ、自由黨ノ修正案ヲ除キタル部分モ亦全員一致可決ナリマシタ、之ニ對シ大藏大臣ヨリ、委員會ノ修正決議ハ之ヲ尊重スルトニ發言ガゴザイマシタ、尙ホ自由黨ノ社會黨ヨリ、税制ノ根本的整理ノ際、行、内外人ヲ通ズル課稅ノ嚴正、遊興飲食稅ノ撤廢、農業所得ニ對スル適正化ナル課稅、稅務ノ民主化等ニ關シ希望條件ノ意見陳述ガアリ、大藏大臣及ビ内務大臣ヨリソレバ「善處スル」ノ發言ガゴザイマシタ、右委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ゲマス（拍手）○議長（樺貝謹三君）三案中先づ所提税法の一部を改正する等の法律案ノ審議ニ入リマス、本案ニ對シテハ川島博士、次君外一名ヨリ成規ニ依リ修正案ガ提出セラレテ居リマスカラ、討論ハ便宜上第二讀會ニ於テ修正案ノ趣旨辯明ヨリタル上、之ヲナスコト致シテ、本案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

○山口喜久一郎君
直チニ本案ノ第二
讀會ヲ開カレシコトヲ望ミマス
○議長(樋貝謹三君) 山口君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼ブ者アリ〕
○議長(樋貝謹三君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ直チニ本案ノ第二讀會ヲ
開キ、議案全部ヲ議題ト致シマス、此ノ
際修正案ノ趣旨辯明ヲ許シマス——松
永義雄君
所得稅法の一部を改正する等の法
律案 第二讀會
所得稅法の一部を改正する等の法律
案(政府提出)に對する修正案(川島
金次君外一名提出)
所得稅法の一部を改正する等の法律
案の一部を次のやうに修正する。
第一條の所得稅法第十二條を改正す
る規定の次に次のやうに加へる。
第十六條第一項中「二千四百圓」を
「六千圓」に改める。
第十七條第三項中「三千四百圓」を
「六千圓」に改める。
第一條の所得稅法第二十一條第一項
を改正する規定中第三號丙種及び第
四號を次のやうに改める。
第三 事業所得
第四 勤勞所得 百分ノ十八
第一條の所得稅法第二十二條第二項
を改正する規定中「百分ノ三十」を
「百分ノ二十八」に改める。

第一條の所得稅法第七十二條第二項
を改正する規定を削る。

〔松永義雄君登壇〕

○松永義雄君　只今議題トナリマシタ
所得稅法の一部を改正する等の法律案
ニ對スル社會黨ノ修正案ニ付キマシ
テ、其ノ趣旨ヲ詳明致シタイト思ヒマ
ス、先づ以テ修正ノ要旨ヲ朗讀致シマ
ス

案の一部を次のやうに修正する。
第一條の所得稅法第十二條を改正する。
る規定の次に次のやうに加へる。

第十六條第一項中「一千四百圓」を
「六千圓」に改める。
第十七條第二項中「二千四百圓」を
「六千圓」に改める。

本修正案ノ要旨ヲ説明致シマスト、二千四百圓ヲ六千圓ニ改メルト云フコトハ、即チ甲種勤労所得ニ對スル基礎控除額ノ引上げ及ビ丙種事業所得ニ對スル基礎控除額ノ引上げヲナスモノデアリ

マス、即チ俗ニ謂フ所ノ五百圓生活圈下ノ者ニ對シテハ免稅ヲナサントスリモノデアリマス、更ニ事業所得内種百分ノ十八ハ、政府案ニ對シテ現行法通スルモノデアリマス、更ニ勤勞所得百分ノ十八ト云フコトハ、是レ亦現行法通リ留メ置イテ、政府案ノ百分ノ二十二反對シヨウト云フモノデアリマス、其ノ他日本ノ外ニ居住セラレテ居ル日本ノ會社ノ重役ニ對シテ課稅スル率百分ノ三十ヲ百分ノ二十八ニ改メ、更ニ又内種事業者ノ稅率ヲ据置ク爲ノ社果整理スル必要ヲ認メマシテ、茲ニタ規定ノコトニ付テ御説明ヲ申上五タ譯デアリマス

以自日法目味通じ。當時ニ於キマシテ公債ガ約十六億圓ニ過ギナカツタ、然ルニ終戰時莫大ノ額ニ達シテ居ルノデアリマス、即チ歴代ノ政府ハ此ノ莫大ナル公債ヲ發行シテ、サウシテ紙幣ヲ濫發シテシマシテ、日本ニアルアリト凡ユル物資ヲ徵發シテ之ヲ使ヒ捨テシマツタノデアリマス、尙ホ又勞働者ノ勞力ヲ奪ヒ上ダマシテ、サウシテ物ノ面ノ消費ト勞働力、即チ生產力ノ削減カラ致シテ、茲ニ我々ノ目ノ前ニアル所ノ物ノ不足ト云ノコトガ、今日我々ガ生活ニ懨ンデ居ルト云ノ重大ナ理由ニシテ居ルト云フコトハ申スマデモナリマス、我々ハ家ヲ建テヨウ、雨露ヲ防ガウト思ツテ、アノ粗末ナソラック」建ヲ建テヨウト思ヒマシテモ、僅カナ保険金デハ迫モ足リナインデアル、而モ雨ガ降ツタ時ニ、我々ガ傘ヲ差サウト思ツタ洋傘一本ヲ買ツテ五百圓ト云ツタ高イ値段ヲ呈シテ是ル、此ノ五百圓ト云ツタ生活ト云フモノガ、僅カニ洋傘一本ノ値段ナイト云フコトガ、即チ現状デアルノデアリマス、故ニ私ハ此ノ物價ノ點カナ見マシテモ、ドウシテモ五百圓ノ所入デハヤリ切レヌト云フ時ニ、其ノ五百圓ニ對シテモ所得稅ヲ取り、更ニ吉民稅ヲ取り、縣民稅ヲ取ルヤウナコトガシタ事實デアルノデアリマス(拍手)

更ニ第二ノ理由ノ生産力ノ問題デアリマス、大藏大臣ハ、屢々悪性「インフレ」ノ解決ノ爲ニハ生産ヲ増大スレバ宜インダ、サウシテ生産ヲ増大スル爲ニ著々仕事ニ掛ツテ居ラレルト云フタハ三歳ノ兒童モ知ル所デアリマセウコトヲ申サレテ居ル、其ノコトハ恐ニハレドモ、其ノ生産力ノ基盤トナル勞働者ガ十分ノ生産力ヲ發揮スルコトガナケレバ、生産ノ出來ナイコトハ當然ノコトナシデアリマス、然ラバ即チ其ノ労働者ノ生産力ト云モノヲ維持シ、且ツ發展サシテ行カウ爲ニハ、朝ノ労働者ノ生産力ト云モノヲ維持シ、且ツ發展サシテ行カウ爲ニハ、朝早ク家ヲ出テ一日勤イテ歸ツテ來ル、家デハ女房ガ夕餉ノ膳ヲ備ヘテ待ツテ居ル、一夜グツスリ寝込ンデ、翌日ハ元氣好ク出ラレルト云ノコトガ必要デアルコトハ申スマデモナイ、俗ニ謂アル手)然ルニ政府ハ五百圓生活デ以テスルニ再び生産ト云ノモノガナケレバ決シテ、更ニ其ノ上税金ヲ課ケテ五百圓生活ニ差引カウト云フヤウナコトハ、生産ヲ増大スベキ所ノ勞働者ノ生産力ヲ減スルモノデアツテ、断ジテ反対シナケレバナラヌノデアリマス(指手)即チ生産力ノ點カラ見マシテモ、此ノ百圓ニ對スル所得稅ト云モノハドウシテモ除カナケレバナラスト云フコトヲ考ヘテ居ルノデアリマス

第三ハ租税ノ均衡ヲ得テ居ラヌ、公
正ヲ得テ居ラヌト云フ點ニアリマス
ガ、是ハ誰シモガ知ツテ居リマス通り
ニ、勤勞所得稅ハ其ノ源泉ニ於テ納稅
スルコトニナツテ居ル、源泉ニ於テ納
稅スル場合ハ現金ヲ以テスルト云フコ
トハ言フマデモナイ、所ガ事業所得ノ
中ノ工場主ハ、其ノ稅金ヲ納メルノニ
封鎖預金ヲ以テスルコトガ出來ルノデ
アリマス、即チ労働者ハ折角貯金ヲ貯
ツテモ其ノ儘現金ヲ取ラレシマフノ
デアリマスカラ、ソレダケ購買力ヲ失
ツテシマフ結果ニナル、然ルニ工場主
ノ方ニ於キマシテハ、商賣ノ金ガ入ツ
テ來ル、其ノ現金ハ必ズシモ納メル必
要ハナカクシテ、封鎖預金カラ納メルト
云フコトハ、即チ眠レル封鎖預金ノ眼
ヲ覺マスモノニアリマシテ、同ジ居根
ノ中ニ住ンデ居テ、同ジヤウニ勤イテ
居ル所ノ労働者ト工場主トガ、其ノ納
稅ノ金ニ付テ不公平ナ取扱ヲ受ケテ居
ルト云フコトハ斷ジテ反對シナケレバ
ナラヌノデアリマス(拍手)

其ノ他申上グベキ理由ハ多々アルノ
デゴザイマスガ、斯クノ如キハ要スル
ニ今日國債ガ莫大ナル額ニ達シテ居ル
ト云フ點ニ押ヘルコトガ出來ヤシナイ
カト思フノデアリマス、過日、本議會
ニ於キマシテ、金融機關其ノ他ノ再
建整備ノ爲ニ金融機關經理廳等措置法
ト云フ法律ガ可決致サレマシタ、サウ
シテ民間側ニ對シテハ、會社ト言ハズ
銀行ト言ハズ整備ヲ命ジマシテ、俗ニ

二銀行ヲ起ストカ云フコトガ傳ヘラレ
テ居ルノデアリマスガ、其ノコトハシ
ナケレバナラヌカラシテ政府ハシタモ
ノデアラウト恩フノデアリマスガ、所
ガサウ云フコトヲ命令シテ居ル所ノ政
府自體ガ、果シテドウ云フヤウナ貨借對
照表ヲ持チ、ドウシテ債權債務ヲ負ウ
テ居ルカト云フコトヲハツキリ致サナ
ケレバナラヌト思フノデアリマス、政
府ハ宣シク政府ノ金庫ヲ打チマケテ、
サウシテ政府ハ是レニニナツテ居
ル、政府ノ借金ハ千四百億圓近クニナ
ツテ居ル、然ルニ國民カラ上ゲラレル
所ノ税金ハ是レ位ニシカ過ギナイ、
逆モ政府ハヤリ切レスト言ツテ、自ラ
債權者會議デモ起シテ然ルベキデアル
ト私ハ恩フノデアル、所ガ政府ハ今ノ
所其ノ公債ノ處理ニ付テハ色々之ヲ避
ケントスルヤウナ答辯ヲセラレテ居ル
ノデアリマス、併シナガラ我々ハ政府
自體ガ其ノ債權債務ヲ公開サレテ見タ
所デ、決シテ我々ハ國家ニ對シテ破產
宣告ヲ申請シヨウトスルモノデハアリ
マセヌ、政府自ラ國家ノ債權債務ヲ綺
麗ニシテ、サツバリ出直シテオイデニ
御貸シ申上ゲルコトガ出來ル、或ハ又
ナレバ、其ノ時ハ我々民衆ハ喜ンデ、
必要トアレバ再び國家ニ對シテオ金ヲ

アリマス、併シ我々ハ茲ニ我々ノ戰役スルノデハナクシテ、此處ニ私が説明致シテ居リマス所ノ所得稅法ノ修正案ノ理由ニ於テ、公債ノ處理ヲ先づテナサナケレバナラズモノデアルトニコトヲ私ハ附加ヘテ居ルニ過ギナリノデアリマス、要ハ先程説明申上ゲシタツノ理由カラダケモ、我々々ノ提案シテ居所ノ五百圓生活ニ對シテハ免稅シナケレバナラズ、更ニ又其ノ他ノ勤労者階級ニ對シテハ現行法通り百分ノ十八ニ止メテ置ク方ガ至當デアルト云フコトヲ申上ゲタノデアリマス、甚ダ簡單デ要ラ盡サナカツタノデアリマスガ、其ノ理由ヲ述ベマシテ、説明ニ代ヘタイト存ズルノデアリマス(拍手)

テ、勤勞階級ニ對シテハ出來得ル限り
課稅率ヲ輕減スルト云フ限本方針ノ下
ニ、絶エズ稅ノ平衡、適正化、將又稅
ノ民主化ト云フコトニ重點ヲ置キマシ
テ、政府ノ提案ヲ検討致シタノデアリ
マス、只今社會燃ノ御提案ノ修正案
ハ、勤勞所得及ビ丙種ノ事業所得ニ對
スル基礎控除額現行月二百圓ヲ、五百
圓ニ引上ゲヨウトサレル、尙ほ現行稅
率百分ノ千八ヲ百分ノ二十二引上ゲン
トセラレル政府原案ニ對シ、稅率ノ引
上ヲ見合セテ百分ノ十八ニ据置カント
主張セラレルノデアリマス、自由黨ト
シテハ之ニ反對ヲ表明セザルヲ得ナイ
ノデアリマス、我々ハ委員會ニ於テ問
フベキモノハ問ヒ、質スベキモノハ遺
憾ナク之ヲ質シタノデアリマスガ、其
ノ結果ト致シマシテ茲ニ其ノ四、五ノ
理由ヲ申述ベヨウトルモノニアリ
マス

云フコトガ論點デアリマス、勤勞大業ヲ擁護セントスル我々ノ熟意ナイモ、テ社員ノ各位ノ人後ニ落チナイモ、デアルト云フコトヲ御記憶ヒタイノデアリマス、公債ノ利拂ヲ停止シテ、其ノ減税額ヲ填補スレバ宜シイデハナカト言ハレマスガ、ソレハ財政ノ根本ヲ研究シ、社會的現狀ヲ調査シ、サウシテ實行スルニアラザレバ、一片ノ思ヒ付キデハ實行ガ出來ナイ、責任アフル政治家ノ執ルベキ態度デハナイトニプロコトヲ申述ベテ置キタイノデアリエス(拍手)

スルカホカト云フコトハ、財政上ノ
來竝ニ經濟界ニ至ナル所ノ刺戟ヲ與
ヘル重大問題デ、篤ト考慮シテ決定ス
ベキ案件デ、爲政者ノ輕々ニ口ニスベ
キ問題デハナイ、殊ニ勤勞所得稅ノ輕
減トハ全ク別箇ノ問題デ、勤勞所得ノ
減稅ニ振向ケネバナラヌト云フ理論ハ
成立タヌノデアリマス(拍手)
第三ニハ軍事公債ノ九三%程度ハ、
金融機關及ビ預金部ノ所得スル所デ、
實ハ昭和二十一年四月ニ於テ、政府ノ
預金部預金五百六十三億、市町村農業
會ヨリ三百二十八億、合計九百億ニ垂
ントスル額ノ利拂ハ、大衆ノ預金、貯
金ノ見返リ資產デアリマシテ、國債ノ
利拂ヲ停止スルコトハ、大衆ノ預金、貯
金ニ對シテ收益源泉ヲ剝奪スル結果
ニ陥リ、甚ダ恐るベキコトデアリマ
ス、此ノ中ニハ可憐ナル國民學校ノ兒
童ノ貯金モアリ、又オ盆ノ休ミモ休マ
ズ、草刈リヨシタ娘ノ貯金モ含マレチ
居ル、生産力ヲ增大スルト述ベラレマ
シタガ、生産力ヲ増大スルドコロカ、
却チ事業ガ萎靡沈滯スルト云フ處ノア
ルモノデアリマス(拍手)慎重ニ検討
セネバ却テ品負ノ引倒シニナルコト
デ、是ハ承知ヲ致サヌバナラヌコトデ
アリマス、思ハザルモ甚ダシキ惡政ト
私ハ斷ジテ憚ラヌノデアリマス(拍手)
第四、思フニ租稅ハ廣ク國民ガ其ノ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○議長(樋貝證三君) 御異議ナシト認

メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、

次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シ

マス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後六時十八分散會

定價 一部 七十錢

所行發 東京都麹町區大手町
振替東京一九〇〇五二
電話九ノ八一
郵局 訂